

鞍手町上水道災害対策マニュアル

鞍手町水道事業

令和6年3月

目次

1. 総論	
1.1 目的	1
1.2 用語の定義	2
2. 事前対策	
2.1 教育	3
2.2 訓練等	3
2.3 水道施設の耐震化	3
3. 事後対策	
3.1 対策本部の設置	4
3.2 関係機関との連携	6
3.3 応急給水・給水復旧の実施	8
3.4 広報活動の実施	10

1. 総論

1.1 目的

鞍手町内において震度 5 以上の地震が発生した場合、鞍手町地域防災計画に基づき、鞍手町上下水道課は鞍手町災害対策本部の上下水道部として、必要な応急対策を実施することが求められる。

本マニュアルは、鞍手町上下水道課が震災時に通常給水の早期の回復と計画的な応急給水の実施などの応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制を作り、震災対応を適切に行うことを目的とするものである。

なお、本マニュアルは、鞍手町地域防災計画および福岡県地域防災計画の改定、また組織体制の変更等にあわせて、適宜見直す。

1.2 用語の定義

本マニュアルで使用している用語の定義を表 1-1 に示す。

表 1-1 用語の定義

区 分	用 語	定 義
対 策 本 部	災害対策本部	災害発生あるいは発生のおそれがある場合、鞍手町地域防災計画に基づいて設置される災害対応のための対策本部。
	上下水道部	災害が発生あるいは発生のおそれがある場合、鞍手町災害対策本部の組織下で応急給水、水道施設の応急復旧を目的として上下水道課に設置される対策部。
水 道 事 業 者	被災事業者	地震により水道施設に被害を受けた水道事業者。
	応援事業者	被災事業者に対して応急給水や応急復旧の応援を行う水道事業者。
地 震 対 策	事前対策	地震発生時の応急対策（ソフト対策）のための事前準備対策および水道施設の耐震化（ハード対策）等の地震発生に備えた対策。
	事後対策	地震発生後、初動体制、応急体制を確立して行う応急給水や応急復旧等の対策。
	初動体制	地震発生後、動員・配備した職員等により、震災初期の活動（情報収集・連絡、被害調査、緊急措置、応急給水等）を行う組織体制。
	応急体制	応援事業者等を配備し、応急給水、応急復旧等を本格的に実施することができる組織体制。
	応急給水	震災により断水が発生した場合、緊急の水需要に応ずるための臨時の給水。断水状況を把握した上で、応急給水計画を策定し、給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する。
	応急復旧	通水回復に向けて実施する被災水道施設の修繕（復旧）。被害状況の把握、緊急措置、応急復旧計画の策定を行い、上流側の施設と幹線管路、優先管路等から順次、実施する。応急復旧の後、仮配管等の仮設施設の本格的復旧、地下漏水の調査・修理等の恒久復旧を実施する。

2. 事前対策

2.1 教育

地震の基礎知識、地震被害想定、地域防災計画における市町村と水道事業の防災配備体制、各自の職務分担等について、地域防災計画や本マニュアル等を教材として、研修等を開催し、職員の地震時における判断力の養成、防災上の知識および技術の向上を図る。

2.2 訓練等

震災に対する訓練は、動員、情報連絡、水道施設の被害確認・緊急措置、応援要請・受入、応急給水や応急復旧の計画策定と実施等について、各項目を組み合わせ、年1回程度行うこととする。

1) 動員訓練

- (1) 職員の動員・配備と水道給水対策本部の設営

2) 情報連絡訓練

- (1) 指揮命令事項の伝達
- (2) 被害状況等の情報収集・整理と町民・報道機関等への広報
- (3) 各会議の実施

3) 水道施設の被害確認・緊急措置訓練

- (1) 施設・設備等の被害確認、緊急措置
- (2) 管路の被害確認、緊急措置

4) 応援要請、受入・配備訓練

- (1) 応急給水、応急復旧の応援要請と受入・配備

5) 応急給水訓練

- (1) 応急給水計画の策定
- (2) 応急給水の実施

6) 応急復旧訓練

- (1) 応急復旧計画の策定
- (2) 応急復旧工事の実施

2.3 水道施設の耐震化

水道施設の耐震化は別途定めている耐震化計画を基本として進める。耐震化計画では被害が想定される取水施設、浄水施設、基幹管路、停電対策等を対象に重要度、緊急度の高い施設から順に整備する計画である。

3. 事前対策

3.1 対策本部の設置

災害が実際に発生した際には、図2-1 に示す対策本部を設置し、実施する各種の活動について、本上下水道課では表2-1 に示す活動を実施する。

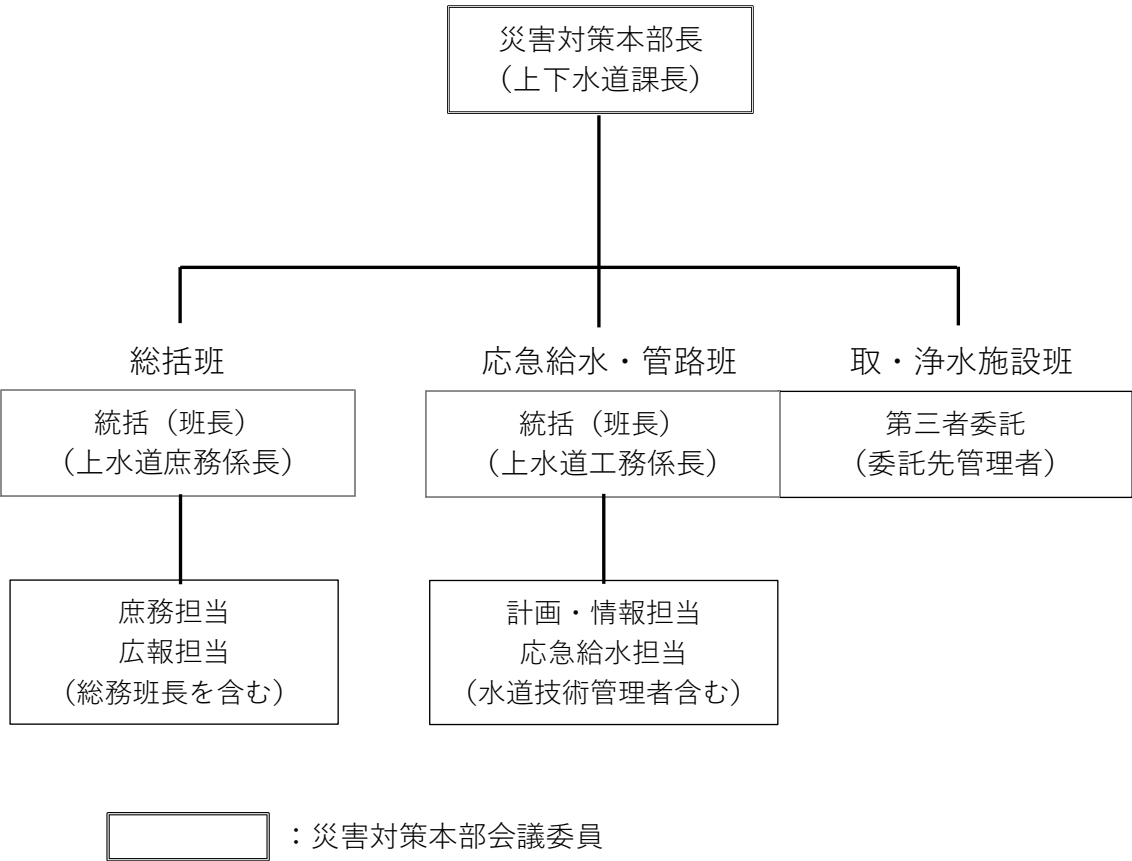


図 2-1 災害対策本部の組織

表2-1 各種活動（事後対策）

活動区分		活動項目	主な実施担当			
			対策 本部長	総括班	応急 給水・ 管路班	取・ 浄水班
0 災害発生時体制の確立等		1 災害対策本部の設置	○			
1 指揮・ 命令・ 総合調整・ 情報の収集・ 集約・報告	1-1 指揮・命令	1 災害対策本部活動の指揮・命令 2 各班の活動の統括・指揮・命令 3 ローテーション体制の構築	○	○ ○	○ ○	○
	1-2 会議等	1 災害対策本部会議(本部会議) 2 各班会議 3 他班との連絡調整	○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
	1-3 被害情報の 収集・集約・ 報告	1 水道施設の被害・断水状況、応急給水状況、応急給水・復旧計画の 把握 2 被害状況報告、活動情報の報告		○ ○	○ ○	○ ○
2 情報連絡	2-1 関係機関と の連携	1 集約した情報を必要に応じて関係機関(厚生労働省、都道府県・市 町村、警察や消防等)に対して状況報告 2 関係機関からの問い合わせ窓口		○ ○		
3 応急給水・ 応急復旧※	3-1 応急給水	1 応急給水の実施			○	
	3-2 応急復旧	1 応急復旧の実施			○	○
	3-3 水質検査	1 水質検査の実施			○	○
	3-3 応援要請	1 必要な資機材の手配 2 他の水道事業者等への応援要請			○ ○	
4 町民対応	4-1 広報活動	1 広報活動の実施 2 広報文の作成		○ ○		

※応急復旧の実施については、関連する各種マニュアルに定める内容を参照

3.2 関係機関との連携

災害等に対する応急活動を実施するにあたっては、厚生労働省、都道府県・市町村、警察や消防等の関係機関と密な連携を図る。

特に警察や消防と緊密に連携して、被災状況やその他二次災害などの情報把握に努める。

断水に伴う水道施設の修繕復旧、応急給水については、日本水道協会、福岡県、災害相互協定締結市町および、自衛隊と連携を図る。

表 2-2 関係機関との情報連絡体制

	関係機関	電話番号	F A X 番号	本町担当		
				総括班	応急給水・管路班	取・浄水施設班
国・県	厚生労働省健康局水道課*1	03-3595-2364	03-3503-7963	○		
	武力攻撃事態等対策本部	03-5253-1111		○		
	福岡県水道整備室*1	092-643-3376	092-643-3207	○		
	福岡県国民保護対策本部	092-643-3112	092-643-3123	○		
	福岡県警直方署*1	0949-22-0110		○		
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4973	0948-24-0186	○		
	国土交通省遠賀川河川事務所	0949-22-1830	0949-23-3452	○		
	福岡県直方県土整備事務所	0949-22-5637	0949-22-5644	○		
町関係機関等	鞍手町国民保護対策本部*1	0949-42-2111	0949-42-5693	(役場総務課)		
	直方鞍手広域圏消防本部	0949-32-3211	0949-32-9425	○		
	直方鞍手広域圏消防鞍手出張所	0949-42-4541		○		
	鞍手町農政環境課	0949-42-2111	0949-42-5693	○		
	鞍手町教育委員会	0949-42-7200	0949-42-0149	○		
	鞍手町社会福祉協議会	0949-42-7800	0949-42-7808	○		
	鞍手町福祉人権課（保育所）	0949-42-2111	0949-42-5693	○		
水道関係基幹等	中間市外2ヶ町山田川水利組合	093-245-0333	093-245-4691		○	
	中間市役所上下水道課	093-246-6263	093-245-0542		○	
	日本水道協会本部	03-3264-2496	03-3264-2237	○		
	日本水道協会九州地方支部	092-483-3104	092-482-1376	○		
	日本水道協会福岡県支部	093-582-3131	093-582-3100	○		
応急給水応援団体	北九州市（応援協定締結都市）	093-533-6363	093-533-6364		○	
	自衛隊（飯塚）*2	0948-22-7651			○	
	自衛隊（芦屋）*2	093-223-0981			○	
水質検査	北九州生活科学センター	093-881-8282	093-881-8333		○	
水道施設応援業者	隔測計装株式会社	092-551-1217	092-551-1226		○	○
	株式会社足立工作所	0949-33-3600	0949-33-3655		○	○
	九州理水工株式会社	092-433-5706	092-433-5707		○	○
	九州理水工株式会社	0949-26-5012	0949-26-5057		○	○
	大新産業株式会社	0947-28-3315	0947-28-3450		○	○
	水ing株式会社	092-517-5740	092-715-7429		○	○
	株式会社フソウ	092-475-7387	092-474-3275		○	○
	有限会社カジクリ	0949-42-4163	0949-42-4086		○	○
	有限会社有泉管工	0949-42-4676			○	
	大山土木株式会社	0949-42-2060			○	
	株式会社第一建設工業	0949-42-6381			○	
医療機関	独立行政法人くらて病院	0949-42-1231	0949-42-4391	○		

注）：*1 被災状況等の報告を行う。

*2 給水車、給水タンクを載せるトラックを借用する場合。

3.3 応急給水・応急復旧の実施

(1) 応急給水・応急復旧の実施

各種施設における被害状況に応じて、他の危機管理対策マニュアル、日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」を活用し、断水地域での応急給水、水道施設の応急復旧を実施する。

表 2-3 関連する各種マニュアル

	実施する対策	参考にするマニュアル
1	汚染された水質への対策	「水質汚染事故対策マニュアル」
2	被害を受けた水道施設の復旧等	「施設事故対策マニュアル」
3	被害を受けた管路の復旧等	「管路事故対策マニュアル策定指針」
4	他水道事業者等への応援要請	日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」

(2) 受援体制の確立

鞍手町水道事業として保有する施設や資機材だけでは住民に対する十分な応急給水等ができないため、日本水道協会の協力の下、被災地における応急給水等に係る受援体制を確立する。

応援事業者等の活動状況については、「情報統括チーム」に共有する。

3.4 広報活動の実施

(1) 広報活動の概要

広報活動は、発信する内容、発信を行うタイミングについて関係機関の間で十分に合意したうえで、情報弱者を生まないようにするため、複数の媒体（HP等での公表、広報文の配布）で行う。

また、都道府県や市が記者会見を実施する際は、鞍手町水道事業からも職員を同席させ、連携体制を強くアピールする。

なお、広報文は、下記の原則に留意して作成する。

表 2-4 広報活動の概要

広報活動の概要	実施担当
HP等による広報	総括班・広報担当
広報文による広報	総括班・広報担当

(2) 広報文の作成

広報文を作成する際、下記の点に留意する。

表 2-5 広報文作成の留意点

	留意点	内容
1	期待する行動・活動の明記	住民等水道使用者に期待する行動や活動内容を明確にする。特に、水質が汚染された場合（またはその可能性がある場合）は、水道水を飲まないことを明確に伝達。
2	情報源の明記	特に水道水の安全宣言を出す場合など、なぜ安全であると確証できるのか、その根拠となる資料（データ）、水質検査を実施した研究所等の機関の名称を明記。同じく、広報文の作成者として水道事業者等自身の署名を明記。
3	明瞭・簡潔な表現	読者の解釈の余地がある回りくどい表現や曖昧な表現の利用を避ける。誰が読んでも同じ結論が得られるよう、明瞭・簡潔な表現で広報文を作成。必要に応じて写真や地図を用いて視覚的にわかりやすい広報文を作成。
4	一般的な用語	読み手が解読を必要とする専門用語の使用は極力控える。専門用語を用いる必要がある場合は注釈等で説明する。
5	最新性の確保	広報文がどのタイミングで作成されたのか、複数発出された広報文の中でどの文章が最新であるか判断するため、日付・時刻を明記。続報等、情報や記載内容が更新された場合は、変更点に下線を引くなど、その部分を明確化する。

(3) 広報文のテンプレート

① 給水停止（及び再開）に関する広報文

〇〇（読者）宛

〇〇地域における水道水の給水停止のお知らせ（第1報）

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分時点

鞍手町水道事業

〇〇月〇〇日に発生した〇〇（災害の概要）により、〇〇施設（被害を受けている水道施設）の一部が損壊したため、〇〇月〇〇日〇〇時より、給水を停止しています。早期に被害の全容把握を行い、施設の機能回復に努めておりますので、ご協力のほどお願いいたします。

給水停止に際し、下記を実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

〇〇（場所）にて応急給水を実施します。各家庭よりボトル等を持参して下さい。

なお、各家庭に対して給水できる量は、〇〇ℓまでです。

なお、給水再開の見通しは現時点では未定です。見込みが立ち次第、再度広報致します。

【問い合わせ先】

鞍手町水道事業災害対策本部

電話：0949-42-2111

Fax：0949-42-5693

〇〇（読者）宛

〇〇地域における水道水の給水停止のお知らせ（第２報）

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分時点

鞍手町水道事業

〇〇月〇〇日に発生した〇〇（災害の概要）により、〇〇施設（被害を受けている水道施設）の一部が損壊したため、〇〇月〇〇日〇〇時より、送水を停止しています。早期に被害の全容把握を行い、施設の機能回復に努めておりますので、ご協力をお願いいたします。
なお、給水再開の見通しは〇〇時頃を予定しております。

【問い合わせ先】

鞍手町水道事業災害対策本部

電話：０９４９－４２－２１１１

Fax：０９４９－４２－５６９３

〇〇（読者）宛

〇〇地域における水道水の給水再開のお知らせ

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分時点

鞍手町水道事業

〇〇月〇〇日に発生した〇〇（災害の概要）により、〇〇施設（被害を受けている水道施設）の一部が損壊したため、〇〇月〇〇日〇〇時より送水を停止しておりましたが、施設の応急復旧を行いましたので、〇〇月〇〇日〇〇時より給水を再開いたします。
皆様には、大変ご不便をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

【問い合わせ先】

鞍手町水道事業災害対策本部

電話：０９４９－４２－２１１１

Fax：０９４９－４２－５６９３

② 応急給水の案内

〇〇（読者）宛

〇〇地域における水道水の給水停止と応急給水のお知らせ（第1報）

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分時点

鞍手町水道事業

〇〇月〇〇日に発生した〇〇（災害の概要）により、〇〇施設（被害を受けている水道施設）の一部が損壊したため、〇〇月〇〇日〇〇時より、送水を停止しています。早期に被害の全容把握を行い、施設の機能回復に努めておりますので、今しばらくの間、節水にご協力をお願いいたします。

なお、下記の要領にて給水車による応急給水を実施します。

—記—

給水場所：〇〇〇〇（公園や学校など敷地が広大な場合は具体的な場所を指定）

給水時間：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

要持参：ポリタンクや給水袋、バケツ、ペットボトル等の容器を各自持参

給水量：1人1回〇〇ℓまで

用途：飲料用（飲料用以外の給水を行う場合は、その旨を明記）

以上

【問い合わせ先】

鞍手町水道事業災害対策本部

電話：0949-42-2111

Fax：0949-42-5693